短答実戦力完成講座テキスト

2019 短答実戦力完成講座テキスト　特許法・実用新案法　サンプル

第１章　特許及び特許出願

特許の要件（29条）

第29条　産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。
一　特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明
二　特許出願前に日本国内又は外国において公然実施をされた発明
三　特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明
２　特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる発明に基いて容易に発明をすることができたときは、その発明については、同項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。

確認事項

１．産業上利用可能性（29条１項柱書）
⑴　産業上利用することができる発明
→　学術的、実験的にのみ利用することができる発明等は排除することを意味（青本29条）
⑵　利用　→　実施（２条３項）を意味
⑶　産業上利用することができない発明の類型
①　人間を手術、治療又は診断する方法の発明（特実審査基準第Ⅲ部第１章3.1.1参照）
→　人体に対して外科的処置を施す方法や、病気の軽減及び抑制のために、患者に投薬、物理療法等の手段を施す方法等が該当する。

ポイント
医療機器、医薬自体は、物であり、「人間を手術、治療又は診断する方法」に該当しない（特実審査基準第Ⅲ部第１章3.2.1(1)）。

②　業として利用できない発明（特実審査基準第Ⅲ部第１章3.1.2参照）
→　喫煙方法のような個人的にのみ利用される発明や、学術的、実験的にのみ利用される発明が該当する。

ポイント
「髪にウエイブをかける方法」のように、個人的に利用され得るものであっても、営業の可能性があるものは、「個人的にのみ利用される発明」に該当しない。また、学校において使用される「理科の実験セット」のように、実験に利用されるものであっても、市販又は営業の可能性があるものは、「学術的、実験的にのみ利用される発明」に該当しない（特実審査基準第Ⅲ部第１章3.2.2）。

③　実際上、明らかに実施できない発明（特実審査基準第Ⅲ部第１章3.1.3参照）
→　例えば、オゾン層の減少に伴う紫外線の増加を防ぐために、地球表面全体を紫外線吸収プラスチックフイルムで覆う方法

無断複製・頒布を禁じます　ＬＥＣ東京リーガルマインド　弁理士

今や短答試験学習の決定版テキストである『短答アドヴァンステキスト』を学習経験者向けに効率よく復習できるように編集しました。

青本や基本書のなどの記載も盛り込みつつ、条文の規定を丁寧に解説しています。過去に問われた箇所はもちろん、近時の出題傾向から、今後問われる可能がある事項も的確に指摘して解説することで、確実に点数を上げることができます。

具体例も示されているので、場面想定もしやすくなり、多様な問われ方に対応することができるようになります。

2019 短答実戦力完成講座テキスト　特許法・実用新案法　サンプル

特許の要件（29条の２）→ いわゆる拡大された範囲の先願

第29条の２　特許出願に係る発明が当該特許出願の日前の他の特許出願又は実用新案登録出願であって当該特許出願後に第66条第３項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報（以下「特許掲載公報」という。）の発行若しくは出願公開又は実用新案法（昭和34年法律第123号）第14条第３項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した実用新案公報（以下「実用新案掲載公報」という。）の発行がされたものの願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面（第36条の２第２項の外国語書面出願にあっては、同条第１項の外国語書面）に記載された発明又は考案（その発明又は考案をした者が当該特許出願に係る発明の発明者と同一の者である場合におけるその発明又は考案を除く。）と同一であるときは、その発明については、前条第１項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。ただし、当該特許出願の時にその出願人と当該他の特許出願又は実用新案登録出願の出願人とが同一の者であるときは、この限りでない。

→184条の13参照

確認事項

１．規定の概要
本条は、後願の出願後に特許掲載公報の発行、出願公開（国際公開）又は実用新案掲載公報の発行がされた先願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面に記載されている発明又は考案と同一発明についての後願は、拒絶される旨を規定したものである（青本29条の２）。

【29条の２が適用される典型例】

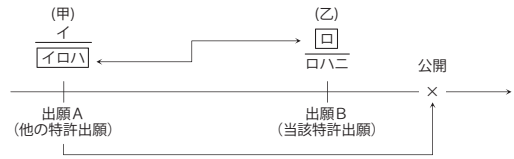

２．本条の趣旨（青本29条の２）
⑴　拡大先願説　→　先願のクレーム以外の部分から後願排除

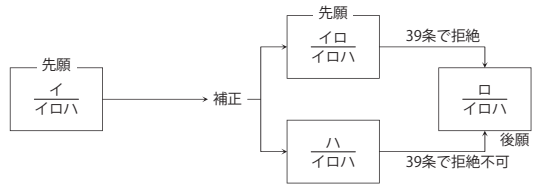

ＬＥＣ東京リーガルマインド　弁理士　無断複製・頒布を禁じます

必要に応じて図表を使用することにより、条文の内容を視覚的に捉え、理解を深めることができます。

※画像はサンプルです。

2019 短答実戦力完成講座テキスト　特許法・実用新案法　サンプル

第12章　総則

目的（１条）

第１条　この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする。

確認事項

本条はこの法律の目的を示したものであり、この法律の他の条文はすべて本条に規定する目的に帰一してくるものである（青本１条参照）。

ポイント

特許制度は、新しい技術を公開した者に対し、その代償として一定の期間、一定の条件の下に特許権という独占的な権利を付与し、他方、第三者に対してはこの公開された発明を利用する機会を与える（特許権の存続期間中においては権利者の許諾を得ることにより、また存続期間の経過後においては全く自由に）ものである。このように権利を付与された者と、その権利の制約を受ける第三者の利用との間に調和を求めつつ技術の進歩を図り、産業の発達に与していくものにほかならない（青本１条）。

定義（２条）

第２条　この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。
２　この法律で「特許発明」とは、特許を受けている発明をいう。
３　この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。
一　物（プログラム等を含む。以下同じ。）の発明にあっては、その物の生産、使用、譲渡等（譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。）、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出（譲渡等のための展示を含む。以下同じ。）をする行為
二　方法の発明にあっては、その方法の使用をする行為
三　物を生産する方法の発明にあっては、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為
４　この法律で「プログラム等」とは、プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下この項において同じ。）その他電子計算機による処理の用に供する情報であってプログラムに準ずるものをいう。

確認事項

１.「発明」（１項）

⑴　自然法則を利用した技術的思想の創作であること（特実審査基準第Ⅲ部第１章2.1参照）

→　以下の①～⑥は「発明」に該当しない。

①　自然法則自体（ex.　万有引力の法則）

無断複製・頒布を禁じます　　ＬＥＣ東京リーガルマインド　弁理士

テキストは、単なる条文番号順ではなく、論文試験に関連が深い特許要件や中間処理等の「理解系」条文から始め、短答試験でのみ必要となる総則や罰則等の「暗記系」条文を後に回しています。また、関連する条文をまとめて掲載します。これにより、論文との平行学習を助け、効率的な学習を可能にしています。

【サブ教材】N プロジェクトシート＆スケジュール表

Nプロジェクトシート　＜特実Ｉ＞　サンプル

条文	主体	客体(or場合)	時期	手続	効果	チェック事項	メモ
1							
2						各実施行為(物＝8 ,方法＝1, 製法＝8)	
3						計算方法の理解	
4	○	○			○	誰が、どんな場合に、請求or職権、何の期間を延長(4)、強制o	
5	○	○			○	誰が、請求or職権、何の期間を延長、強制or裁量	
6	○	○				法人格なき社団ができること(6)、されること(2)(実2条の4と共	
7	○					誰が、誰の制限を受けるか(未成年、成年被後見人、被保佐人	
8	○					在外者とは、在外者が制限を受ける手続は、特許管理人の代	
9	○	○				代理人が特別の授権を得なければできないこと(12)	
11	○	○				代理権が消滅しないケース(6)	
12		○				各人が本人を代理するということ	
13	○	○			○	誰が、どんな場合に、命ずること、強制or裁量	
14		○				いわゆる不利益行為とは(9)、但書の意味	
15		○				特許管理人があるときとないときの違い	
16	○	○			○	誰の手続を、誰が、追認することが出来るか(未成年者、代理	
17			○			補正時期の原則と例外、補正対象、方式補正命令内容(1号～	
17-2		○	○			拒絶理由通知後の補正時期、補正制限内容(3項、4項、5項、	
17-3			○			内容的制限なし	
17-4			○			内容理解⇒いつ補正が出来るのか	
17-5			○			いつ補正が出来るのか(1項～3項までそれぞれ)	
18	○	○			○	却下の対象、どんなときに却下、強制or裁量	
18-2	○	○			○	18条との相違、133条の2と対比、但書に注意	
19			○			原則と例外	
20	○				○	承継人にも及ぶこと	
21	○	○	○		○	誰が、いつ、誰に、続行強制or裁量	
22	○				○	誰が、決定強制or裁量	
23	○	○	○		○	誰が、どの様な場合に、強制or裁量	
24		○				民訴準用読み替え(アドバンスチェックでOK)	
25	○	○				外国人が権利能力を有するケース(3)	
26						条約＞国内法	
27		○				各権利の登録事項は何か(特許権(7)、専用実施権(6)、質権(5	

四法全条文について、押さえるべき点を一覧表にして明記。

短答と論文の学習を同時進行するための学習スケジュールを指南。

２０１９年合格目標　実戦力完成講座　スケジュール表（７月９日～７月 14 日）　サンプル

	7月9日（月）	7月10日（火）	7月11日（水）	7月12日（木）	7月13日（金）	7月14日（土）
特実	・29 条、30 条、29 条の2、39 条（条文⇒短答テキスト⇒過去問 H29-27） ※29 条の２と 39 条との相違点【青本】、		・中間処理（補正、41 条、44 条、46 条、46 条の２）（条文⇒短答テキスト⇒過去問 H28-26 ） ※41 条とパリ優先との相違点注意			
その他			・パリ優先権の発生要件＋主張要件インプット			
論文	平成 30 年論文本試験 特実Ｉ　答案構成	平成 30 年論文本試験 特実Ⅱ　答案構成	平成 30 年論文本試験 意匠　答案構成	平成 30 年論文本試験 商標　答案構成	平成 30 年論文本試験 ３科目　全文書き	

インプットとアウトプットはハイブリッドで進める。

調整日は、週によって金曜日か土曜日に取る。取りこぼしがないように１週間内で調整する。

調整日

青本も随時読んでいくように指示。

条約との並行も忘れない。効率的であり早めに不安な条約対策が出来る。

論文は、講座が開講したらテキストに沿って指示予定。
※今週は、本試験後すぐなので、早めに本試験に触れておく。

1